



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年12月20日火曜日 第2835号

◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 975

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ... 978

土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 980

土地改良事業の計画の変更の認可..... (") ... 980

道路の区域変更 (県道西条久万線)..... (東予地方局管理課) ... 980

道路の供用開始 (")..... (") ... 980

道路の供用開始 (県道串内子線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 980

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (労政雇用課雇用対策室) ... 980

選挙管理委員会告示

漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 982

規 則

○愛媛県規則第44号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>別表1（第3条関係）</p> <p>救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものである。</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,660,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 省略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等のため炊事できない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものである。</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出でき</p> | <p>別表1（第3条関係）</p> <p>救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 応急仮設住宅は、住家が全焼、全壊 又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものである。</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,621,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 省略</p> <p>2 炊出し その他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) 炊出し その他による食品の給与</p> <p>ア 炊出し その他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等のため炊事できない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものである。</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 炊出し その他による食品の給与を実施するため支出でき</p> |

る費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算する額 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 夏季 | 4月から9月まで | 円 18,400 | 円 23,700 | 円 34,900 | 円 41,800 | 円 53,000 | 円 7,800 |
| | 10月から翌年3月まで | 円 30,400 | 円 39,500 | 円 55,000 | 円 64,300 | 円 80,900 | 円 11,100 |

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水

により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算する額 |
|----|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 夏季 | 4月から9月まで | 円 6,000 | 円 8,100 | 円 12,100 | 円 14,700 | 円 18,600 | 省略 |
| | 10月から翌年3月まで | 円 9,800 | 円 12,700 | 円 18,000 | 円 21,400 | 円 27,000 | 省略 |

エ 省略

る費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,080円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算する額 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 夏季 | 4月から9月まで | 円 18,300 | 円 23,500 | 円 34,600 | 円 41,500 | 円 52,600 | 円 7,700 |
| | 10月から翌年3月まで | 円 30,200 | 円 39,200 | 円 54,600 | 円 63,800 | 円 80,300 | 円 11,000 |

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算する額 |
|----|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 夏季 | 4月から9月まで | 円 6,000 | 円 8,000 | 円 12,000 | 円 14,600 | 円 18,500 | 省略 |
| | 10月から翌年3月まで | 円 9,700 | 円 12,600 | 円 17,900 | 円 21,200 | 円 26,800 | 省略 |

エ 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1戸当たり576,000円以内とする。

ウ・エ 省略

7 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものである。

イ～オ 省略

8 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水

により学用品を喪失し又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものである。

イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,300円

中学校生徒 1人当たり 4,600円

高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

エ 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とする。

エ 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。

ウ 省略

12 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1戸当たり567,000円以内とする。

ウ・エ 省略

7 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものである。

イ～オ 省略

8 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により学用品を喪失し又は

損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものである。

イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,200円

中学校生徒 1人当たり 4,500円

高等学校等生徒 1人当たり 4,900円

エ 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人208,700円以内、小人167,000円以内とする。

エ 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,300円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,000円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり15,900円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり13,800円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,000円以内

カ 大工 1人1日当たり20,700円以内

キ 左官 1人1日当たり20,600円以内

ク とび職 1人1日当たり20,400円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,600円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり15,900円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり16,100円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり13,900円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,100円以内

カ 大工 1人1日当たり19,200円以内

キ 左官 1人1日当たり19,200円以内

ク とび職 1人1日当たり19,000円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第1377号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年12月20日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

丸石製紙株式会社
四国中央市上分町457番地
代表取締役 石村 浩

2 事業場の名称及び所在地

丸石製紙株式会社
四国中央市上分町457番地

3 特定施設に関する事項

原料浸漬施設 No.3

| | |
|-----------------|---|
| 特定施設の種類 | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号イ 原料浸せき施設 |
| 特定施設の能力 | 最大仕込量1バッチ当たり460キログラム |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに |
| 工事の完成予定年月日 | 許可後30日 |
| 使用開始の予定年月日 | 完成の翌日 |
| 特定施設の使用時間間隔 | 3時間 |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 |

| | | |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | なし | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度（水素指数） | 通常 6.5～8.5 最大 6.0～9.0 |
| | 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 220 最大 320 |
| | 浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 550 最大 650 |
| | 窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 15 最大 30 |
| | りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 2 最大 3 |
| 汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル） | 通常 100 最大 150 | |

備考 次工程のバルブ洗浄施設より排水する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 設置年月日 | 昭和48年1月10日 |
| 処理施設の種類 | 紙製造排水処理施設 |
| 処理施設の型式 | 凝集沈殿方式 |
| 処理施設の構造 | コンクリート |
| 処理施設の主要寸法 | 縦 8メートル 横 8メートル 高さ 5メートル |
| 処理施設の能力 | 1日当たり3,000立方メートル処理 |

| | | | |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 汚水等の処理の方式 | | 凝集沈殿方式 | |
| 処理施設の使用時間間隔 | | 連続 | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | | 24時間 | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | | なし | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0 | 通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 162 最大 230 | 通常 65.50 最大 80.44 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 455 最大 700 | 通常 62.84 最大 72.90 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 15 最大 30 | 通常 10 最大 15 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2 最大 3 | 通常 1 最大 2 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 2,000 最大 2,410 | 通常 2,000 最大 2,410 |

備考 通常排水のうち、1日当たり150立方メートルは回収し利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

| | | |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 65.50 最大 80.44 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 62.84 最大 72.90 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 15 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 2 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 1,850 最大 2,160 |

No.1 生活排水口

| | | |
|------------|---------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 |
|------------|---------------|--------------------------|

| | | |
|------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 70.00 最大 117.00 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 65.00 最大 90.00 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 60 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 8 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 1 最大 2 |

No.2 生活排水口

| | | |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 70.00 最大 117.00 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 65.00 最大 90.00 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 60 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 8 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 5 最大 10 |

工業用水排水口

| | | |
|------------------------|----------------------------|----------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 7.0 最大 6.5~7.5 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1未満 最大 5 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 10 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1未満 最大 1未満 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1未満 最大 1未満 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 0 最大 2,580 |

備考 この他に、雨水排水口が14箇所ある。

○愛媛県告示第1378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年12月20日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 | 伊 東 弘 二 | 新居浜市新須賀町二丁目3番29号 |

○愛媛県告示第1379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成28年12月13日認可した。

平成28年12月20日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第1380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|----------------------------------|------|--------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 西条久万線 | 西条市西之川字老野丁208番10から 同字丁210番4まで | 旧 | メートル 8 9 ~ 20 2 | キロメートル 0.090 | |
| | | | 新 | 21 2 ~ 43 2 | 0.090 | |

○愛媛県告示第1381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------------------------------|-------------|
| 県 道 | 西条久万線 | 西条市西之川字老野丁208番10から 同字丁210番4まで | 平成28年12月20日 |

○愛媛県告示第1382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|------------------------------|-------------|
| 県 道 | 串内子線 | 大洲市田処甲4番2から 同市田処乙1620番3まで | 平成28年12月20日 |

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月20日

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--------|--------|--|----------------------------------|---|--------|--------|-----------------------|-------------------------|---------------------------------------|---|--|---|--|--|--|--|
| 別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | 別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | | | | | | | | | | |
| 組 織 名 | 事 務 の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | 組 織 名 | 事 務 の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | | | | | | | | |
| | | | 知 事 | 専決者 | | | | | 知 事 | 専決者 | | | | | | | | | |
| | | | | 部 長 | 局 長 | 室 長 | | | | | 部 長 | 局 長 | 室 長 | | | | | | |
| 雇 用 対 策 室 | 1 高年 齢者等 の雇用 の安定 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務 | 1 地域高年齢者就業機会確保 計画に関すること。 | | | | 雇 用 対 策 室 | 1 高年 齢者等 の雇用 の安定 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1) 策定及び変更並びに厚生 労働大臣への協議（第34条 第1項、第4項） | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (2) 協議会の設置（第35条第 1項） | | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 シルバー人材センターに関 すること。 | | | | | | | | 雇 用 対 策 室 | 1 シルバー人材センターに関 すること。 | | | | | | | | |
| | | (1) 指定（第37条第1項、第 3項） | | | | | | | | | | (1) 指定（第41条第1項、第 3項） | | | | | | | |
| | | (2) 名称等の変更の届出の受 理（第37条第4項、第5 項） | | | | | | | | | | (2) 名称等の変更の届出の受 理（第41条第4項、第5 項） | | | | | | | |
| | | (3) 業務拡大に係る業種及び 職種の指定並びに厚生労働 大臣への協議（第39条第1 項、第3項、第4項） | | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (4) 業務拡大に係る業種及び 職種の指定についての関係 市町長等の意見の聴取（第 39条第2項） | | | | | | — | | | | | | | | | | | |
| | | (5) 業務拡大に係る業種及び 職種の指定の取消し（第39 条第4項、第40条） | | | — | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (6) 事業計画書、収支予算 書、事業報告書及び収支決 算書の受理（第41条） | | | | | | | | | | | (3) 監督命令（第43条の2） | | — | | | | |
| | | (7) 監督命令（第42条） | | | — | | | | | | | | (4) 事業計画書、収支予算 書、事業報告書及び収支決 算書の受理（第43条） | | | | | | |
| | | (8) 指定の取消し（第43条 —） | | | | | | | | | | | (5) 指定の取消し（第43条の 3） | | | | | | |
| | | 3 シルバー人材センター連合 に関すること。 | | | | | | | | | | | 2 シルバー人材センター連合 に関すること。 | | | | | | |
| (1) 指定（第37条第3項、第 44条第1項、第45条） | | | | | | (1) 指定（第41条第3項、第 44条第1項、第45条） | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 省略 | | | | | | (2) 省略 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|--|--|
| | (3) 名称等の変更の届出の受理（第37条第4項、第5項、第45条） | | | | |
| | | | | | |
| | (4) 事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第41条、第45条） | | | | |
| | (5) 監督命令（第42条、第45条） | — | | | |
| | (6) 指定の取消し（第43条、第45条） | | | | |
| 2～5 省略 | | | | | |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|--|--|
| | (3) 名称等の変更の届出の受理（第41条第4項、第5項、第45条） | | | | |
| | (4) 監督命令（第43条の2、第45条） | — | | | |
| | (5) 事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第43条、第45条） | | | | |
| | | | | | |
| | (6) 指定の取消し（第43条の3、第45条） | | | | |
| 2～5 省略 | | | | | |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成28年12月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

- | | | |
|---|--------------------|--------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数 | 10,144 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,382 |